

令和8年度舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
企画部基金・助成事務局芸術活動助成課

令和8年度舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）助成金
交付内定通知書の送付及び今後の事務手続きについて

このたびは、お送りしました「助成金交付内定通知書」のとおり、令和8年度舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）助成金の助成対象活動として内定しましたので、お知らせいたします。

今後は「助成金事務手続きの手引」に従って所定の期限までに必要な手続きを行っていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

内定にあたっての主な留意点

(1) 舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）の助成対象活動については、当振興会が行う他の助成事業、一部の例外を除く文部科学省・文化庁の補助事業、国の行政機関の委託費等が支出される事業と重複して支援を受けることはできません。在外公館の予算が支出される活動、独立行政法人国際交流基金が主催する活動も助成対象とはならず、いずれかを辞退いただくなどの対応が必要となりますのでご承知おきください。

※独立行政法人国際交流基金と共催する活動については助成対象活動に含めることができます。実施を検討している場合は事前に振興会までご相談ください。

(2) 外務省から発出される危険情報及び感染症危険情報や来日する文化芸術団体の所在国に関する日本政府の入国制限の状況次第では、交付内定や交付決定が取消となる場合があります。外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp>) から現地の安全情報を入手・確認し、国際情勢に留意するとともに、当初計画から渡航先の変更等を検討されている場合は、必ず事前にご相談ください。

【事務局連絡先】

名称	舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）事務局	
住所	〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13F 近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店内	
連絡先	kokusaigeijutsu@gp.knt.co.jp	0570-064-536 (平日 10:00~17:00)

助成金交付内定通知書を受け取ったら

通知書の確認と手引のダウンロード

助成金交付内定通知書の内容を確認してください。

また、以下のサイトにて「助成金事務手続きの手引」をダウンロードし、必要な事務手続きを確認してください。なお、本手引は変更となる可能性がありますので、必ず最新の手引をご確認ください。変更した場合は事務局よりお知らせします。

【「助成金事務手続きの手引」ダウンロードサイト】 (4/1以降、順次公開予定)

日本芸術文化振興会トップページ > 助成事業 > 助成対象活動について

> 内定された方【舞台芸術等総合支援事業（国際芸術交流）】

<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/recipient/05/>

交付申請書の提出

助成金の交付を受けるためには、交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。交付内定の内容を受諾した場合は、令和8年6月26日(金)までに「助成金交付申請書」を事務局に提出してください。提出方法は、4月1日以降個別に連絡します。

- 6月26日までに開始する活動については、可能な限り活動を開始する2週間前までに（4月早々に開始する活動については速やかに）交付申請書を提出してください。
- 交付申請書の作成及び提出に当たっては、「助成金事務手続きの手引」を必ず参照してください。
- 提出された交付申請書は、事務局にて内容を審査し、見直しなどを求める場合があります。予めご承知おきください。
- **活動内容に変更が生じた場合は、必ず公演前に事務局までご連絡ください。**詳細は別紙をご参照ください。

なお、一定の要件を満たす場合は交付決定後に助成金の概算払を受けることができます。7月の概算払を希望される団体は、交付申請書を令和8年4月末までに提出する必要がありますのでご注意ください。

提出された助成金交付申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めた時は、助成金交付決定通知書をメールで送付します。

- 交付内定を受けた活動については、交付決定の日付にかかわらず、令和8年4月1日から活動を開始し、必要な契約・支払等を行って差し支えありません。

ご不明点等がある場合は **事務局まで** お問い合わせください。

【重要】活動内容や対象経費に変更が生じたら

活動内容等の重大な変更や助成対象経費が大幅な減額となった場合などは、活動が同一のものと認められず、交付内定又は交付決定の取消しや助成金の減額となることがありますので注意してください。

■内定後、交付申請書提出までに生じた変更の承認と交付決定について

交付申請書の中にある「変更理由書」に、提出時点までの変更点を整理して記入してください。

交付申請書の記入内容と併せて、交付要望書からの変更点の有無とその内容を確認し、当初の計画に沿っていると認められた場合、交付決定を行います。

■交付決定後、実績報告書提出までに生じた変更と助成金の額の確定について

実績報告書の中にある「変更理由書」に、提出時点までの変更点を整理して記入してください。

実績報告書の記入内容と併せて、交付申請書からの変更点の有無とその内容を確認し、当初の計画に沿っていると認められた場合、助成金の額の確定を行います。

[変更理由書の記入が必要な事項]

- 団体に関する事項：住所、団体名、代表者氏名
- 活動内容に関する事項：活動名、実施時期・場所（配信等を含む）、内容（演目・曲目、あらすじ、主な出演者・スタッフ等）、共催者・共同制作者、参加するフェスティバル（海外公演のみ）、フェスティバルの参加団体（国際フェスティバルのみ）
- 収支予算に関する事項：助成対象経費（20%を超える減額があった場合）
- その他、大幅な変更が生じた事項

活動内容の重大な変更

以下に該当する場合には、交付申請書・実績報告書の提出時に限らず、

速やかに（必ず公演前までに）事務局までご連絡ください。

- * 公演の演目・実施国・地域（全区分共通）の変更
- * 参加するフェスティバル（海外公演）、共同制作の相手方（国際共同制作公演）、フェスティバルの参加団体（国際フェスティバル）の変更
→要望書の審査基準に係る重要な項目であるため、変更が認められない可能性があります。
- * 「本活動の企画意図および目標」欄に記入された内容にかかわる部分の変更
→要望書及び申請書個表の「本活動の企画意図及び目標等」欄に記入された内容は審査の際の評価のもとになった項目であるため、原則として変更することはできません。

変更が【重大な変更】あたるものか判断に迷う場合には、事務局までご相談ください。

その他注意していただきたい変更

① 公演調査に関連する変更

助成対象活動の実施状況を確認するため、国内で行われる活動については、公演調査を行いますので、公演の日時・場所等に変更が生じた場合には、速やかにご連絡ください。

※**重大な変更が公演より前に届け出られていない場合、調査に影響があります。**

② 団体情報に関する変更

- ・団体の住所・代表者の変更、担当者連絡先の変更は速やかにお知らせください。
- ・主催者の変更は認められません。

団体名の変更は、旧団体との継続性が確認できる場合に限り認められます。

助成対象経費の変更と助成金の減額

全区分共通

○交付申請書において交付要望書と比べ助成対象経費の合計額が50%を超える減額となった場合
→交付内定の取消しとなる可能性があります。

○実績報告書において交付申請書と比べ助成対象経費の合計額が50%を超える減額となった場合
→交付決定の取消し、または助成金減額となる可能性があります。

○実績報告書において交付申請書と比べ助成対象経費の合計額が20%を超える減額となった場合
→「助成対象活動計画変更承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。
原則として助成金減額となります。

(助成対象経費の合計額が20%を超える減額となった場合の助成金の額の再計算の方式)

$$\text{再計算による助成金の額} = \text{交付決定額} \times \frac{\text{変更承認申請時の助成対象経費}}{\text{交付申請時の助成対象経費}}$$

○助成対象経費の合計額が交付決定額を下回った場合

→助成金は減額となります。助成金の額=助成対象経費の合計額（千円未満切捨）

国際フェスティバルについては上記に加え、以下についても注意が必要です。

●助成対象経費・助成対象外経費の減額、または、自己収入額（入場料収入・他の助成金等）の増額により、【支出総額（助成対象経費と助成対象外経費の合計額）－自己収入額】が交付決定額を下回った場合

→助成金は【支出総額－自己収入額】（千円未満切捨）まで減額となります。

令和8年3月

令和8年度助成金内定者 各位

独立行政法人日本芸術文化振興会
企画部基金・助成事務局芸術活動助成課

助成対象活動の公演調査へのご協力について（依頼）

舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動、国際芸術交流（国内実施分のみ））による助成対象活動については、活動の実施状況を確認するとともに、事後評価の充実をはじめ、今後の助成事業等に活かすため、専門委員及び振興会職員等（プログラムディレクター、プログラムオフィサー及び公演調査員を含む。）による公演調査を実施しております。

つきましては、広報用印刷物（公演チラシ等）及び公演調査実施のためのご案内状（招待申込用紙）をデータ媒体にて下記事務局までご送付くださいますようお願い申し上げます。ご案内状の手配が難しい場合は、お問い合わせください。

※席種にご配慮いただく必要はございません。また、飲食に係る引換券等はお受け取りできません。

記

- 送付物：チラシ・案内状データ
- 送付先：下記の事務局宛
 - ※ 送付の際はメール件名に「助成対象活動招待状在中」等の文言とともに、「舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動）（分野名）」をご記載ください。
- 送付時期：公演初日の1ヶ月前まで（調査者の日程調整に時間を要するためご協力をお願いします）
 - ※ 申込の締切日を設定されている場合は、締切日の2週間前までにお送りください。
 - ※ 専門委員等には事務局より送付します。

【事務局連絡先】 ※全分野共通

名 称	舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動・国際芸術交流）事務局
住 所	〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 13F 近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店内
電話番号	0 5 7 0 - 0 6 4 - 5 3 6（平日 10:00～17:00）
E-mail	sk-research@gp.knt.co.jp

※令和8年度舞台芸術等総合支援事業（公演創造活動・国際芸術交流）の公演調査については、独立行政法人日本芸術文化振興会より業務委託を受けた上記事務局が窓口となります。公演調査に関してご不明点等ございましたら、上記事務局までご連絡ください。